

戦後GHQの
占領政策、経済侵略機関・統制機関の
活動実態を明らかにする貴重文献。

閉鎖機関 とその 特殊清算

閉鎖機関整理委員会 編

村上 勝彦 解説

全3巻

クレス出版

『閉鎖機関とその特殊清算』の刊行に寄せて

東京経済大学学長

村上勝彦

二〇世紀も残り少なくなった時に、一九〇〇年代の日本経済を総括するために不可欠の文献が復刻されることになった。それが『閉鎖機関とその特殊清算』である。書名からは、かなり特殊で限定された内容の文献と想像されがちだが、その内容は豊富かつ重要、カバーする範囲も広く、これまで多くの研究者などからは重宝がられてきた。しかし利用される割には入手・閲覧が容易ではなく、研究上のネックとなっていた。

閉鎖機関とは、一九四五年の日本敗戦後に、GHQ指令およびそれに基づく国内法令によって閉鎖・解散させられ、その後清算処理を受けた会社・組合・団体等のことで、その数は約一一〇〇に達する。敗戦後の日本経済の非軍事化と民主化のためになされたもので、戦前の経済侵略や戦時統制のための機関と認定されたものは

すべて含まれる。そのため、『閉鎖機関とその特殊清算』は、認定・閉鎖・清算を通じてGHQの占領経済政策のあり方を示すと同時に、各閉鎖機関の詳細な実態を伝えている。閉鎖機関とは、例えば、朝鮮銀行・台湾銀行・満州中央銀行などの外地金融機関、満鉄・満州重工業開発・東拓などの外地開発機関、資金統合銀行・戦時金融金庫などの内地戦時資金動員機関などであり、これらは経済侵略機関と認定され、他方で多くの戦時経済統制の諸機関がある。前者の中には、横浜正金銀行・南方開発金庫・北支那開発会社・中支那振興会社など総て含まれている。重要な点は、不明がちのこれら諸機関の多くに敗戦直前の状況を具体的数値で伝えてくれることにある。現在、日本国内の資料と日本の旧植民地・占領地における資料の突き合わせによってこれら諸機関の活動の詳細と全貌とを究める作業がなされているが『閉鎖機関とその特殊清算』はそれを繁く役割を果たしてくれている。何せ一九〇〇頁余という大部の書は、それ以外にも多くの情報を与えてくれる。我々は、この復刻を機に、GHQの占領政策、経済侵略機関・統制機関の活動実態のさらなる究明を期待することができる。

朝鮮金融組合聯合会

- 一、概要……設立の経緯、機構と運営、目的と業務
- 二、閉鎖
- 三、清算……資産の処理、債務の弁済、收支計算から見た清算実績、清算業務の引継と今後の見透、在外資産負債

一 概 要

1 設立の経緯 朝鮮金融組合聯合会の設立については、先ず朝鮮における金融組合の発達について一瞥する必要がある。朝鮮における金融組合の設立は古く、日韓併合前の明治四十年五月、勅令第三三三号をもって、地方金融組合令が公布された時にはじまっている。韓国末期の農村金融は、農工銀行などを利用し得る一部富農は別として、一般中下層の農民にたいする小農金融は、専ら個人の高利金融に頼るほかなく、その跋扈になやまされていたので、銀行のほかに、民度に適応した簡便な金融機関が必要であった。そのため、当時日本政府から派遣されていた財政顧問府の建言にもとづいて、

- 一、農民金融の疏通と農民経済の向上をはかること
 - 二、農事改良をはかること
 - 三、紊乱した貨幣を整理し納税の便をはかること
- などを目的として、韓国政府は金融組合制度を設けることとなり、上記の勅令が公布されたわけである。しかし、当初は組合とはいえないながら、実質は出資制度でなく、小額の組合費を徴するのみで、各組合員にたいする一口五〇円未満の貸付資金も、専ら政府の貸下基金に頼り、いわば政策的な貸付組合にすぎなかった。組合として本来の性格と形態を備えるようになったのは、日韓併合後、大正三年公布の朝鮮總督府制令第二二二号地方金融組合令によつて、
- 一、組合費の徴取にかえ、有限责任の出資制度をとり
 - 二、預り金業務の取扱をなすほか、倉庫証券の発行、農工銀行業務の代理または媒介の業務

などを行うことに改められてからのことである。地方金融組合の趣旨が農村の小農金融を目的とし、簡易な制度で、朝鮮の農村経済によく適合したため、その後各地の村落を中心として、組合数は増加の一途をたどり、業務も順調な発展を遂げてきた。しかし、この組合はあくまでも農業を対象とするものであり、市街地における小商工業者は全く金融の途をたれていたので、大正七年六月、朝鮮殖産銀行令の公布を機として、同月二十七日制令第三三三号をもって、地方金融組合令に大改正が加えられ、従来の地方金融組合なる名称を金融組合と改めるとともに、都市の金融組合の設立も認められることになった。かくして従来の農業資金の貸出から、生産資金にたいする貸出の途も開かれた。しかし、何といても金融組合の主要活動は、農村の小農金融が主力を占めていたことは次表に明かである。

金融組合の増加状況

年次	農村金融組合員数		都市金融組合員数	
	組合員数	貸付高	組合員数	貸付高
明治四十年	一〇	千円	一	千円
明治四十年	一〇	千円	一	千円
大正三年	三七	五、七三三	二	一、四八六
大正七年	三六	一、七〇五	三	三、一七二
昭和四年	五五	五、九二四	三	二、九四三
昭和八年	六四	九、六八〇	六	四、八四七
昭和七年	五五	二、七三三	四	一、三三三

かように金融組合の数が著しく増加し、その活動が活発となるに従つて、各組合間に余裕資金を彼此調整して、資金の有効適切な運用をはかる必要が生じてきたので、前記大正七年の地方金融組合令の大改正に際して、同時に各道ごとに金融組合聯合会を設けることになった。金融組合聯合会は所屬組合の資金の調達、業務の指導に任じ、併せて所屬組合相互の業務上の便宜をはかることをもつて目的としたもので、融資の資金は、政府の低利資金と朝鮮殖産銀行からの借入金によつた。そして金融組合相互の信用授受および連絡については、各金融組合は遊資のすべてを所屬の金融組合聯合会に預金し、金融組合聯合会はすべての遊資を中央機関たる朝鮮

第四章 交通関係閉鎖機関

日本海運協会

一 沿革

本協会の萌芽は、明治二十五年に発足した日本海運業同盟会にあるが、明治三十四年五月には日本船主同盟会と改称し、さらに大正九年五月三日に社船および社外船の大同団結により、社団法人日本船主協会を設立して海運業の進歩発達に寄与した。昭和十二年七月、日華事変のぼつ発にともない、船舶が大量に徴備され、また戦時物資の荷動きが激しくなつたので、海運市場の安定と輸送の円滑化を目的として、海運自治統制委員会を設置したが、戦局の推移により、昭和十四年九月一日に政府の統制実行機関としての海運統制委員会として更生することになった。昭和十五年五月十一日には海運組合法にもとづいて首題の日本海運協会に改組されて、一、〇〇〇吨以上の船主のほか運航業者も新会員として加入した。

本協会は、昭和十四年法律第六九号海運組合法にもとづく法人で、出資金はなく、経費は会員から賦課徴収する会費でまかなつた。本部は東京都中央区日本橋通り二の五におき、支部を神戸と門司に設けた。

本協会の事業目的は、(一)海運業にかんする国策の立案および遂行にたいする協力、(二)会員間における事業の統制、(三)会員の事業のために共同施設、(四)会員の事業にかんする指導、研究および調査、(五)会員の事業にかんする紛争解決のあつ旋、(六)会員の事業にかんする労務事項の共同処理、(七)会員の事業にかんする証明および鑑定、(八)前各号にかけるものは本協会の目的を達成するために必要な事業などであつた。

戦局の激甚化にともない、海運組合法による組織では、輸送完遂を期しえなくなつたので、政府は船舶、船員、造船および港湾荷役を通ずる強力な国家管理を実施

することに、昭和十七年三月二十五日に戦時海運管理令を公布し、これを基礎として船舶運管会が設置された。そこで本協会は船舶運管会と有機的一體となり、国家管理への協力機構を整備するため、逓信省の指示にもとづいて、近海汽船協会を吸収して、海運総力を最も有効に發揮できる組織とし、諸種の政府要請に対処して海運企業の整備を完了した。

終戦とともに本協会は、戦後海運対策委員会を設置し、重要問題の審議研究をして、当局に具申陳情し、海運再建に協力した。その後、海運業の運営上最大効果をもたらすものとして民営還元を強く建議し、船員法の改正にあつては実情に適するやうに努力した。昭和二十二年六月五日、民主的任意団体に改組する目的で總會を開催し、解散決議をして清算にはいつた。

昭和二十二年九月十六日、大蔵・運輸省告示第五号によつて、閉鎖機関に指定された。閉鎖日の役員は、会長事務取扱 佐々木周一、理事長事務取扱 金鞍一栄ほか一九名であつた。所管官庁は運輸省である。

貸借対照表

(昭和二十二年九月十六日現在)

資 産		負 債	
前渡金及仮払金	一、九七二、〇五八	未払税金	一、三〇七、六
未収金	三三三、〇〇〇	従業員請求権	一六、六五〇
第二鎖預金	二、三三八、八五五	一般債務	四二二、四〇三
国債	五、三三〇、〇〇	剰余金	五、七三、八六二
株式	六、四〇〇、〇〇		
社債その他	四、二七五、〇〇		
在外未収金	三、二四二、三三		
現金及預金	四四、八七、七		
合計	五、八二一、九三三	合計	五、八二一、九三三

前渡金及仮払金一、九七二、〇一五円は、日本船主協会にたいする運営資金の立替

閉鎖機関とその特殊清算

全3巻

B5判/上製函入クロス装

揃定価72,000円(税別) 2000年6月末日刊

ISBN4-87733-099-2(セット) C3333

クレス出版好評既刊書

会社統計表

全9巻 武田晴人解題

大正9年から昭和21年までの大企業ばかりでなく、中央地方の中小企業まで統計の対象とした第一級史料。世界恐慌と景気回復、国家総動員体制から戦時経済を「会社」を通じて映しだす。

揃定価300,000円 ISBN4-87733-013-5,014-3

日本銀行沿革史 第二輯

全17巻19冊 日本銀行編

明治43年より昭和4年に至る20年間に於ける日本銀行の制度組織及施設の沿革を載録。銀行内部の執務参考資料用であって印刷部数も極めて少なく、日本銀行史の第一級の基礎資料。

揃定価742,000円 ISBN4-906330-47-9~63-0

本邦経済統計

全8巻 日本銀行調査局編

大正7年版から昭和16年版全23冊を復刻。日本銀行が独自に調査・集計した金融、国際金融、企業財政、物価、労働等のオリジナルな諸統計と諸官庁・機関が公表した諸統計を収録。

揃定価140,000円 ISBN4-906330-35-5

外国経済統計

全5巻 日本銀行調査局編 中村隆英解題

日本銀行調査部が大正11年4月に創刊した外国経済関係の年刊の統計書。昭和16年までの戦前分17冊を復刊。財政、金融、貿易、為替、産業、雑に大別し、主要国の統計を項目別に収録。

揃定価96,000円 ISBN4-906330-35-5

物価統計表集成

全5巻 商工省、農商務省

商工省の卸売物価統計表、小売物価統計表、物価統計表、農商務省の物価表を収録し、当該時期の統計資料としてだけでなく、当時の社会に対する新しいアプローチを探る手がかりとなる。

揃定価90,000円 ISBN4-87733-050-X

地方財政統計年報

全9巻 自治庁(省)編

昭和31年より刊行された『地方財政概要』の改題誌。高度経済成長国家に転ずる時期—昭和30年代の地方財政の姿を明らかにする総合的一般資料。自治体史研究にも多くの素材を提供。

揃定価154,000円 ISBN4-87733-019-4

賃金統計表集成

全2巻 商工省、農商務省

商工省の賃金統計表、農商務省の賃金表を収録。当該時期における賃金事情のほか、東京、大阪、神戸など全国13の主要都市の賃金統計であり、都市労働者の実態を分析する資料ともなる。

揃定価47,000円 ISBN4-87733-051-8

日本帝国 国勢一斑

全14巻 内務省編 広瀬順皓解題

明治15年を第一回とし、昭和14年まで全55冊刊行された年次統計書。日本の政治・行政・経済・社会・植民地の各分野に及び、内務省独自の情報に基づく社会事業、警察等に特色がある。

揃定価318,000円 ISBN4-906330-90-8,91-6,92-4

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋

☎03(3808)1821 ☎03(3808)1822 <http://www.kress-jp.com/>



株式会社クレス出版